

平成29年第4回広尾町議会定例会 第2号

平成29年12月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第80号 広尾町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第81号 広尾町道路占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第82号 広尾町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第84号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第85号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第86号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第87号 広尾町簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第88号 音調津生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 11 議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 12 議案第90号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 13 議案第91号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第92号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 15 議案第93号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 16 議案第94号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 17 議案第95号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 18 議案第96号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 19 議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○追加議事日程

- 1 会議録署名議員の追加指名

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 浜 野 隆 | 2 番 萬亀山 ちず子 |
| 3 番 北 藤 利 通 | 4 番 前 崎 茂 |
| 5 番 志 村 國 昭 | 6 番 山 谷 照 夫 |

7 番 星 加 廣 保
 9 番 小 田 英 勝
 1 1 番 旗 手 恵 子
 1 3 番 堀 田 成 郎

8 番 渡 辺 富久馬
 1 0 番 小 田 雅 二
 1 2 番 浜 頭 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 会 計 管 理 者
 兼 出 納 室 長
 総 務 課 長
 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 長 補 佐
 税 務 課 長
 住 民 課 長
 住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長
 保 健 福 祉 課 長 補 佐
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長
 健 康 管 理 セ ン タ ー 長
 兼 老 人 ホ ー ム 所 長
 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長
 農 林 課 長
 兼 町 営 牧 場 長
 水 産 商 工 観 光 課 長
 水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐
 兼 建 設 課 長

村 瀬 優
 田 中 章
 道 淳 一
 道 淳 一
 白 石 晃 基
 松 田 哲 典
 西 内 努
 折 笠 博 和
 山 岸 雄 一
 長 田 吉 弘
 宝 泉 大
 西 脇 秀 司
 齊 藤 美 津 雄
 佐 藤 直 美
 村 上 洋 子
 山 崎 勝 彦
 山 崎 勝 彦
 佐 藤 清 美
 菅 原 樹 美 恵
 金 石 輝 義
 村 上 洋 子
 金 井 秀 司
 金 井 秀 司
 平 浩 則
 平 浩 則
 雄 谷 幸 裕
 室 谷 直 宏
 小 川 浩 司

建設課長補佐	北	藤	盛	通
建設課長補佐	前	田	憲	一
建設課長補佐	寺	井		真
上下水道課長	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	森	谷		亨
国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人
兼国保病院事務次長	金	石	輝	義

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	早	川		修

○出席事務局職員

事	務	局	長	菅	原	康	博
総	務	係	長	鎌	田		慎
総	務	係	主	事	林	菜々	美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第80号 広尾町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第80号 広尾町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料27ページであります。

本案は、都市公園の名称について「本通公園」を「丸山公園」に改めるとともに、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園施設の設置基準を新たに追加するものであります。都市公園の名称につきましては、今年2月に提出された都市公園の名称変更に係る請願が6月定例会で採択されたことを受け、広尾町都市計画審議会に諮問し、答申をいただいたところであります。

本条例は平成30年4月1日から施行するもので、条例改正に伴う看板設置等の費用につきましては、新年度予算にて計上する予定であります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 今、町長の提案理由の中で、最後のほうに看板の設置とかあったわけですから、しつこくは申し上げませんが、さきの6月の議会において請願が採択されまして、その後、都市計画審議会に諮問して答申があったわけですから、条例の改正に反対する何物もないのですけれども、やはりこういった例、請願に至った経緯を考え合わせたときに、行政側にも落ち度があったことは否められないと思うのですね。というのは、告示行為を行っただけで、例えば児童公

園とした本通公園をどのようにして町民に知らせたかということなのですね。今さらそのことへの説明は求めませんけれども、提案理由の中にあったように、予算を計上して看板を設置することでありますから、これはしっかり実行してほしいなというふうに思います。

それで、くどくど申し上げるのもなんでしょうけれども、例えば今これによると3つに分かれるようになるのですよね。児童公園であった部分を丸山公園ですよね。後ろのほうのもともとある丸山公園はそのままですよということですね。新丸山公園と3つに分かれるということなのですから、看板を作成する場合には、この辺でまた町民の誤解を得ないような形にしてほしいと思うのですが、それらについて今の段階で何か案があれば、お示しいただきたいと思うのですが。

1、議長（堀田） 小川建設課長。

1、建設課長（小川） 公園の名称の関係につきましては、産業常任委員会、都市計画審議会でも住民周知の部分で指摘をされております。その関係で今回の条例改正に伴いまして、公園の名称を示す看板をつくり、住民周知に努めたい。それから、一部新丸山公園としている部分につきましては、議会の皆さんでは丸山公園なりなんなりいろいろ呼び方があると思うのですが、教育の現場、学校では新丸山公園と呼んでいる部分もありますので、今現在ここに丸山公園としての看板が立っています。ですので、そこの部分の改修も必要だと思っておりますので、その辺の関係の予算については新年度予算で計上させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今の件なのですが、請願を委員会で審議したときに、この改正のために200万円を超えるような費用がかかるという説明がありましたけれども、この条例を改正することによって200万円かかるという、そのことはこのままでそういう認識でいてよろしいのでしょうか。

1、議長（堀田） 小川建設課長。

1、建設課長（小川） 北海道の都市計画課と相談させていただきまして、町の条例と都市計画決定が違う場合に変える費用がかかる、そのように思い違いをしていたのですが、都市計画決定と町の条例とで名称等が違うことについては何も問題がないと。今、都市計画のマスタープランというものが10年間の計画があるわけで、こちらが平成34年度までの計画です。これを更新する際に、どうしても都市計画決定の名称変更も行いたいというのであれば、そのときに一括でやるのが費用の面でも有利になるのではないかというアドバイスもいただいております。ですので、前に必要なものとして200万円程度の数字を出させていただきましたけれども、その部分につきましては、

都市計画マスタープランの変更の際に入れることで費用が圧縮できると思っておりますので、そのときに対応させていただこうと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今、説明のあったことは、委員会が開かれた時点にはわからなかったということなのかということをお聞きしたいのです。

といいますのは、請願が採択された後でも、200万円もかかると言ったから反対をしたのだというようなことが町の中でかなり聞こえてくるのです。ですから、委員会での町の説明が不十分なものであって、そういういろいろ意見も分かれたということになったということであれば、非常に私たち審議する議会としてもまずいのではないかなと、そういうふうにしたものですから、どの時点でそういうふうになったのかということも明らかにしてほしいと思います。

1、議長（堀田） 小川建設課長。

1、建設課長（小川） 公園の名称を変えることに伴いまして、都市計画決定を変える必要があると思っておりましたので、当初の段階ではコンサル等からどれぐらいの費用がかかるのかという聞き取りをしておりました。請願が採択されまして、条例改正を伴うに当たって、必要な手続等を再度北海道に確認したところ、公園の名称だけであればわざわざ都市計画決定を変えてまでのことをしなくても、将来訪れるマスタープランの計画をつくる際に一緒にやることで費用の圧縮が図れるし、道の都市計画課としてはそのようにしてもらっても全然構わないということであります。

ですから、議会の皆さんに説明していた時点ではそういう、今後、平成34年ですから、平成32年ぐらいからマスタープランの変更の準備に入るわけですがけれども、その時点まで都市計画決定を変えなくてもいいという認識がなかったものです。大変申しわけないなと思います。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第81号 広尾町道路占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第81号 広尾町道路占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料28ページであります。

道路占用料につきましては、国から固定資産税評価額等を参考に、3年に1度程度の見直しを実施するよう、指導が来しているところであります。当初マイナス61%の減額を予定しておりましたが、使用料・手数料等審議会の答申により、今回マイナス20%程度の見直しを行うこととして提案させていただくものであります。

附則によりまして、平成30年4月1日から施行し、経過措置で施行日前の占用に係る占用料は従前の例によるとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第81号 広尾町道路占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第82号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第82号 広尾町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第82号 広尾町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料31ページであります。

本案は、広尾町普通河川管理条例第21条で定める占用料等について管内各町村と比較し、安価であることから、管内平均の額に別表のとおり、それぞれ改めるものであります。

附則によりまして、平成30年4月1日から施行し、経過措置で施行日前の占用等に係る占用料等は、従前の例によるものとするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この議案第82号の関係でそれぞれ料金表が記載されておりますけれども、この中で39ページにありますけれども、鉄道軌道用敷地、平米70円となっておりますけれども、現在いわゆる鉄道軌道用敷地については実際徴収していないのではないかと思いますのですけれども、それとあわせて流水占用料、鉦工業用水ですとか汽缶冷却用水等々ありますけれども、実際これは現在そういういった占用料として徴収されているのかどうか、それについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川建設課長。

1、建設課長（小川） 鉄道軌道用敷地、それから流水の占用料ですけれども、現在徴収しているものはありません。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 例えば今、鉄道軌道用敷地も存在しない、あるいは流水占用料も存在していない、徴収していないということなのですけれども、例えば今後こういった部分が発生するという見込みがあれば、こういう形で残しておいても結構ですけれども、例えば明らかに鉄道軌道用敷地等

については、これから発生することは今の社会情勢を考えてもあり得ないということを考えると、これらはやっぱり精査して、例えばこういう項目を残すのではなくて、いわゆるもう廃止という形でいいのかと思うのですけれども、その点についてどのような検討をされてきたのか、ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川建設課長。

1、建設課長（小川） 鉄道軌道用敷地につきましては、町有地としていただきましたので、現実問題ないというのはないのですが、豊似、野塚、ここには旧国鉄用地としての軌道敷地がありまして、周りの土地の形状等も随分違うのだなという部分があります。もし、このような土地を資材置き場等で貸してくれと言われたときに、必要な単価と考えておりまして、今後、将来にわたって全くあり得ないということにはならないのではないかなと思って残させていただきました。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 広尾町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第83号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料34ページであります。

本案は、下水道事業の経営健全化を図るため、条例第18条でお示しをする下水道の使用料について、消費税の条例上の取り扱いを内税から外税に改め、次の表でお示しをする一般用の汚水の基本水量を「10立方メートルまで」から「5立方メートルまで」、基本料金を「1,600円」から「1,000円」に、基本料金を超えた1立方メートル当たりの超過料金を「160円」から「180円」に、また、条例第26条でお示しをする排水設備等工事の検査手数料を「1,000円」から「2,000円」に改正するものでありまして、第5次行政改革の一つとして位置づけているものであります。

附則によりまして、この条例は、平成30年2月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案第83号の下水道条例のかかる部分でありますけれども、今の提案説明のとおり、基本水量を従前の10立方メートルから5立方メートルに改めるということでございますけれども、これは私も過般、一般質問等で、いわゆる水道の基本水量が5立方メートルということで、それに合わせるべきだということで指摘をして提案をさせていただきました。ようやくこういう形で実現したということで、そういう意味では、特に最近の高齢者のひとり暮らしの世帯にとっては、非常に有効な部分であるというふうに認識をするものであります。

ただ一方で、昨日から論議もありますけれども、いわゆる消費税を内税から外税にする、このことによって住民負担が実質8%増えるということでもありますし、さらに超過料金の引き上げという提案でもありますけれども、それについて水道事業会計の、63年から供用開始をされてもう30年たちますけれども、余り古い数値についてはあれですけれども、下水道事業会計の歳入、過去10年間の部分で平成19年度と平成28年度の数字をそれぞれご説明いただきたいのですけれども、料金収入、それから繰入金の額、それと起債借入額、その他補助金等々を含めたもののそれぞれ平成19年度と28年度の合計金額、歳出は平成19年度と28年度のそれぞれの人件費、それから元利償還金、それといろいろな委託料ですとか、工事経費等の金額、この中でとりわけ平成15年度から個別排水処理施設事業が始まっておりまして、いわゆる合併浄化槽が今現在110個ぐらいに増設されておりますけれども、そういった事業費の19年度と例えば28年度の対比と合わせて、それぞれの合計金額についてご説明いただきたいと思います。

あと、起債の部分なのですけれども、平成19年度末の起債残高、それと平成28年度末の起債残高、それぞれご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 平成19年度と平成28年度の数値の比較です。

最初に、歳入ですけれども、料金収入につきましては、平成19年が9,490万円ほど、平成28年度は9,450万円ほどになります。それから、繰入金につきましては、平成19年度3億2,600万円ほどになりまして、平成28年度は1億9,760万円程度になります。起債につきましては、平成19年度が4億6,930万円、平成28年度が1億2,530万円です。歳入の合計としまして、平成19年度は9億600万円ほどになりまして、平成28年度は4億3,540万円ほどになります。

次に、歳出の項目ですけれども、人件費です。平成19年が930万円ほどで、平成28年度が830万円ほど、元利償還金につきましては平成19年7億8,690万円、平成28年度が2億9,530万円ほどです。個別排水の費用等を抜いてその他になりますけれども、平成19年が9億9,597万円、平成28年度が1億1,560万円ほどになります。

それから、起債の残高です。平成19年度末起債残高が32億1,860万円ほど、平成28年度末が20億3,000万円ほどという数字になっております。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） ありがとうございます。

今、過去10年間のそれぞれの歳入歳出の下水道事業費の推移のご説明をいただいたところでありますけれども、こうやって見ますと、料金収入はほとんどこの10年間変化がございませんけれども、とりわけ一般会計の繰入金が平成19年度の3億2,627万円から28年度が1億9,768万円ということで、19年度と比べると4割ほど減っております。

それから、起債の関係なのですけれども、いわゆる大型事業が終わりつつあるというような形も含めて、平成19年度の4億6,900万円から28年度は1億2,500万円ということで26.7%、要するに7割以上10年間で減っているという形なのですけれども、ただ、この起債については、例えば28年度においても施設の長寿命化対策事業債ですとかという形で新たな新規の起債を起しておりますので、これ自体は毎年度発生するものでありますけれども、ひところから見ると7割ぐらい減っているという状況であります。

一方で、歳出の関係なのですけれども、人件費もほとんど人事異動で若干の上下ありますけれども、一番大きな元利償還金であります。平成19年度は約7億8,700万円でしたけれども、28年度においては2億9,500万円程度と、これも半減といえますか、65%ぐらいダウンしております。特に、この元利償還金で言えることは、平成19年、20年度にかけて、港湾債の借換債という形でありましたけれども、下水道事業債についても5%を超える高金利については一括償還で借りかえをしたということで、21年度が6億2,800万円が平成22年度は4億2,300万円という形で、19年度の7億8,700万円から比べると3億5,000万円ぐらいこの短い期間で減っているというようなことでありますし、今現在も、先ほど19年度と28年度の起債残高をお聞きしましたけれども、19年度の32億円から28年度では20億円ということで、12億円ほどこの10年間で起債残高も減っております。先ほど言ったよ

うに、新たな合併浄化槽のそういった起債ですとか、下水道事業に係る新たな起債等で、これは毎年度1億円、そうですね、この10年間で1億円か2億円の程度でやっていますから、これがゼロにはなりませんけれども、いずれにしても、この起債償還の部分が年々減ってきていると。加えて、今、5%を超える、そういう高金利の起債はもう繰り上げ償還して、ただ、一部3%を超えるものがあるかと思うのですけれども、いずれにしても、これからこういった歳出については年々減少傾向にあるわけであります。

それと一方で、平成15年度からいわゆる個別排水処理施設事業が下水道会計に算入していますから、そういった新たな事業の起債償還だとか、あるいは工事請負費等々もございますけれども、いずれにしても、その部分で若干委託料とか、個別合併浄化槽のそういった保守点検とかという形で増加しておりますけれども、年々歳出については減少傾向にあるわけでありますけれども、例えば今、平成30年度、新年度の予算策定、既に多分昨日あたりで締め切ったと思うのですけれども、例えば28年度の今言われました数値からと比較して、30年度の予算規模は大体どの程度でおさまっているのか、それについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 条例の改正理由につきましては、先ほど町長から説明がありました経営の健全化を図るというものです。

一般会計からの繰入金が増少しているのは、先ほど説明した起債の元利償還金が減っていることが大きな要因です。ただ、利率が高かった起債の償還等により、一括償還したことや償還利子を圧縮できたことが大きなものですが、最近では昭和60年代の比較的金利が高いころの返済が終了してきているというのも挙げられております。

それでも、本来使用料で賄うべき金額に収入が追いついていないというのが現状であります。現在、下水道の来年度の予算につきましては、総額で4億円程度になるかなというところで予算要求していきたくは思っていますけれども、下水道の経営戦略というものを考えた場合に、本来収入として確保すべきもの、本来使用料収入で賄うべき金額として維持管理費だとか、汚水に係る元利償還費の一部を収入として賄うことが必要とされております。今その分で賄うべき金額として算出している金額が1億円程度です。現在、平成28年度の調定額で8,800万円ほどですので、これを1億円まで近づけるような形で収入を考えたい。その結果、導き出されたのが条例改正上の数字になりますので、そこのところをご理解いただけたらと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 下水道事業はいわゆる国民の生活環境の改善という形で補助あるいは起債等で今まで進めてきまして、本町も63年度から供用開始になったわけですが、当初から下水道事

業会計というのは、なかなか費用に対する受益者負担を求めるということはかなり厳しいということで、スタートしたときも1立方メートル当たり100円でスタートしておりますし、例えば単純に平成19年度の一般会計からの繰入金3億2,600万円、これを仮にゼロと算定したら、5倍ぐらいの下水道料金を上げなければ収支が保てない。例えば28年度においても3倍に上げなければ収支が合わないという、そういった形の中で今までもほかの町村もそうですけれども、国あるいは地方公共団体としての政策として進めてきたわけであります。

今回、消費税の外税転嫁するという部分と料金の超過料金の引き上げによって、前の資料を見ますと、十勝管内でも今までの10番目から2番目にランクされるわけです。これは、10トン当たりの料金で対比した場合なのですけれども、今10番目が、浦幌が1番で10トン当たりで2,060円、広尾町が2,052円ですから8円、ほぼ1番に近い2番目という、そういう高額にランクをされるということで、昨日もいろいろと論議されましたし、この後も水道料等の論議もありますけれども、水道も外税に消費税を転嫁する、あるいは料金も上げる。そういった中で、上下水道を合わせると、例えばこの資料にもありますけれども、4人世帯の標準世帯で見ると、年10万2,000円が改定後には12万4,416円、2万2,416円も引き上がるということでありまして、非常に今、時期的に大変な状況の中で、そういったそのほかの、例えば介護保険サービス利用者負担等の軽減給付も3%から7.5%に自己負担が引き上げられる。2.5倍に引き上げられるというような形で、今回の行革絡みで、言ってみれば、多くの引き上げ、それから敬老祝金の大幅なカットだとかという形で住民生活に及ぼす影響、それから地域における地元の消費購買力、そういった経済にも大きく影響するのではないかというふうに思いますけれども、その点含めて理事者のご答弁をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 住民生活に及ぼす影響等、昨日から議論をいただいているところであります。それぞれの料金改定、それからサービスの見直し、トータルで議論をする必要があるというふうに思っております。何と云っても、住民生活を守る、それはやはり理事者の務めであります。行政改革のところで申し上げましたけれども、今後の見通しに立ったときに何と云っても赤字再建団体になってしまう、もう元も子もないわけでありまして、住民サービスどころではないというところでございます。これはもう議員十分ご承知のことです。ですので議論は避けたいというふうに思っておりますけれども、何としても、今後の広尾町の行く末を見たときに、住民の方々にご協力をお願いする、もうそれに尽きるわけでありまして、議員の皆様方にもいろいろご指導を今後ともよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 9番、^{こだ}小田英勝議員。

1、9番（^{こだ}小田） 今、前崎議員のほうからもいろいろ詳細については答弁を聞いておりましたが、私ちょっと疑問に思うのです。これ行革の一環として、こういう祝い金の削減とかいろいろありま

したが、これは今、下水道のことですが、上下水道を含めてこの施行日が2月1日というのが、私ここちょっとひっかかるのです。これ一環として12月の議会で各条例を4月1日からということの前段で、ほかのほうも4月1日から施行するということになっていきますから、これ理事者のサイドでどのようなことで2月1日になって、ほかの条例の変更でも4月1日になっているのですけれども、取れるところは、毎日水を使ったり流すから、それはさかのぼってということなのか。大体会計年度は4月1日から翌年の3月31日ということですから、今年は既に3月31日までの予算の経過であると思うのです。それがこの12月議会で各種条例を変更しなかったらということ、前もってということで、4月1日で、そのことは理解できますし、行財政改革の一環としてということで、各審議会もそういう方向でと思うのですけれども、それも審議会とかなんとかも含めて2月1日からするということの内部の話とかそういう調整は、ほかの条例改正の4月1日から比べてどのような話し合いというか、そういうの審議されたか、それをかいつまんで。私に言わせれば、これ便乗、前渡しでやってきて、この際、毎日使うことだから、いただくものは、先ほど課長から8,000万円が1億円ぐらいを確保したいということは私はわかりますけれども、だけれども、それだからといって、2月からということのつじつま合わせというのは、これ前渡しのこの改正に乗かってということにしかとれないのですけれども。ただ、今、各これから町長サイドは、いろんな場面でこのことについて説明なり、そういうものは周知徹底してお願いするということの作業は改めてということになると思うのですけれども、この水道の毎日使うものについて何で4月1日でなくて、それならしょうがないな、来年4月からいろんなものが上がるし、やっぱり毎日の生活の負担も4月からちょっと上がるのだよなということだけれども、途中で前渡しということは、これちょっとね、いかななものかと私思っているのです。せめて4月1日からというのなら、これはやむを得ないなと、町も大変だということが理解できると思うのですけれども、この毎日使う水道とか下水道のものについては2月1日からというのは、これは前渡し便乗の、少しでも3月31日までのということが見え見えな感じがするので、内部の調整なり、そういう町民受けにどうだということの整合性というか、その辺をちょっと確認したいと思う。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 下水道の使用料につきましては、水道料金と一緒に徴収している関係がございます。水道であるだとか、下水道であるだとか、あるいは電気料金であるだとかというものの料金の改定の部分につきましては、経過措置が設けられます。これは4月1日時点で幾ら水を使っているのかがわからないので、条例改正後の最初の検針日までは旧料金での請求をする。ですから、4月1日に条例改正をしますと、4月15日くらいに検針がありまして、5月末納期のものから新しい料金に変わってしまう。ですから、その辺の関係で収入を考えなければなりません。水道と下水道料金の1年間の収入というのは、4月末納期の分から3月末納期の分まで、料金的には3月分から2月分までを1年間の収入としてカウントします。では、3月分の料金が3月15日の検針で決まるものですから、これを1回目の検針としてしまうと、料金が逆転します。ですから、2月

1日に条例を改正して、2月15日に検針したものまでは旧料金、3月分の料金となります3月15日までの検針日を新しい料金で賄う、このような作業をするためには、条例の改正日を2月1日としないと間に合わないわけです。どうしても、これ検針日の関係があります。同じようなことで簡易水道の検針日、それから今後出てきます個別排水については月額なものですから、おのこの条例の施行日が違うということになりますので、便乗値上げということではなくて、正規に4月分納期からの料金に反映させるためにはこの日に設定しなければならないということですのでご理解をお願いします。

1、議長（堀田） 9番、小田^{こだ}英勝議員。

1、9番（小田^{こだ}） 4月の徴収日に合わせて体系的に検針で実際ということですが、ただ、それはずっといったって、もしくは仮にこの料金改定が、また何年か後になるということになるかもしれないけれども、だけれども今の町財政も逼迫だということの流れからいえば、それは徴収日は、4月1日からのと、実際真水で徴収できる金額は5月、ずれ込むと、それはそうでしょうと。だけれども、実際それを賦課する日付は、利用の受益者でいえば4月から入った水道は何十円上がった値段で払わなければならないと。だけれども、それを前もって4月に入ってからすぐ徴収料金にはね返るとするのは、それはおたくらの都合であって、受益者からいえば、4月1日から使った料金は上がるのだと、だから4月1日の精算は5月に入るかもしれないけれども、それは4月1日から使ったやつ^{やつ}の査定であって、その前にそれを前もってそういうみなしであれするというのは横着だと思うよ、それは住民感情からいえば。

それは事務的にはそうかもしれませんよ。ですけれども、実際のあれは4月1日から値上げだな。4月1日からの使った料金は、そうすると、少しでもやっぱり有効利用で、同じ今まで8トン使ったところは頑張って少しでも節水したとかと、そういうことも思うのですけれども、その前に、前もって先にそれはもう条例が通ったからと、施行日が2月1日というのは、それはやっぱり住民に対する、冒とくとまではいかないけれども、親切を欠くというものだと思うよ。それは経営上は前もってやってそうすれば、だからというけれども、その4月前に使った、何で行革とかなんとかにかけなければならないの、その査定でと。

だから、どこのところだってこの条例は4月1日をもって新年度に向かってやるという方向で、流れで来て、何で水道の下水と上水道、簡水も3月1日とかありますけれども、どうも基本的には4月に入ったらもう値上げさせてもらわなかったら広尾町財政パンクするのだと。どうしてそういう1点でもって流れをきちとしないのか、事務的にはそういうことかもしれないけれども。その辺ちょっと理事者はそういうことまでその審議会とかで諮ったと思うのだけれども、この話は出なかったのですか。住民感情としてやっぱりちょっと4月1日から何でも上がるのだよね、しょうがないねと、みんなそういう判断でやると思うのです。その辺どうですか。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 繰り返しになるかもしれませんが、委託をかけていますけれども、今の水道の検針に4日ほどかかるのですね。ですから、4月1日に全部の戸数を当たれるのであれば、そういったこともできるだけやれるのですけれども、そういうのができないので、法律によって水道だとか下水道であるだとか、電気料金のものであるというのは検針日をもって料金をかけない。それから、そういうものなので経過措置、要は条例改正後等の1回目の検針日までは旧料金で、それ以降、新料金でというふうに定められているものですから、一番最初に申しましたとおり、4月末納期となるものから1年間の収入としてカウントして歳入歳出会計を持っておりますので、おのこの会計において4月納期の使用料から1年間としてカウントさせていただくために、どうしても水道と下水道については2月1日の施行日が必要になるものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） 再度、きのうの趣旨として、どうも確認をしたいことが多々ありますので。

まず、町長は趣旨説明に消費税が当然取れる。それは歳入にしていいたいのだと胸を張って言われると、どうも私の気持ちを逆なです。

それで、確認したいのは、松田参事が税務署と話し合いをした。税務署は、それでいいのだ、ごちゃごちゃでいいのだと。そんなことはあり得ない。国税を扱っている者がそこまで言及するというのはいかななものかと私は思っている。地方財政法上、これには別な定めがきちっとされていて、そんな一緒にくたにするものではない。例えば、町には歳入歳出外という口座を設けています。そこで、期間が来るまで預かるのかどうか、そして期限が来たら、その措置を税金としてでなくて、何かの形で財政の処理をする。これが私は正しいやり方ではないかと。

それでもう一つ、松田参事は、国税を扱っている人が地方のことにまで言及して、いいのだ、いいのだと、そう言ったかどうか知らないけれども、そんなようなニュアンス。それを再度、私は、このことの3回しかできませんから、終わりましたら、行政訴訟も辞さないつもりであります。

以上申し上げて、答弁をお願いします。

（不規則発言あり）

課長に聞いているのではない。

1、議長（堀田） きょうの話なのですけれども、議案は別なので一事不再議にはならないです。

（不規則発言あり）

田中副町長。

1、副町長（田中） 星加議員のご質問であります。

消費税の取り扱いの関係のご質問であります。昨日の消費税、外税、内税の關係に係る部分だと

いうふうに思いますけれども、歳入歳出外で消費税を預かるかどうかというご質問でありますけれども、消費税は国の税金でありますので、地方公共団体の歳入ではございません。また、歳入歳出外で扱うべきものでもありませんので、これについては歳入歳出外で扱うということはございません。

それともう一つ、税務署の関係の話でありますけれども、ちょっと星加議員がどのような捉え方をされているかあれですけれども、消費税について地方の、広尾町の行政財政に口を出しているというようなことでは決してございませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） 何だかややこしい話になっている。最初は、昨日の段階では、税務署が問い合わせしたらそれでいいのだと、このように私は聞いている。どうですか。それをどなたがそういう地方の財政にまで口を出して名前を挙げて聞いているの。そのことを聞いているの。そんなややこしいことは要らないの。とにかく、国税の税務署の職員が、こちらで問い合わせをしたら、いいのだ、いいのだ、どうせ町の歳入になるのだからというニュアンスだったと昨日は思っています。間違っていたら訂正してください。そういうので、私は昨日も歳入歳出外で扱うべきでないかなんていうのは一言も言っていないのだ。今日は確認する意味があって聞いているの。

（「議長、議事進行」の声あり）

1、議長（堀田） 却下します。

7番、星加廣保議員、どうぞ。

1、7番（星加） いいか、しゃべって。

1、議長（堀田） どうぞ。

1、7番（星加） そういふことですから、私はそんな半端な気持ちで、これを確認しているのではないの。行政訴訟を起こせば、はっきりするわけです。そういふことですから、きちっと税務署の誰がそんなことを言ったか、教えて。

1、議長（堀田） 松田総務課参事。

1、総務課参事（松田） 私のほうで税務署のほうに質問をさせていただいた内容についてご説明をいたします。

まず、今回、条例改正によりまして、消費税を、現在、内税で課しているものを外税に変えるに当たりまして、消費税法の特例で認められております申告の義務等、これについて変わりはないと

いうことを確認させていただきました。また、内税で例えば1,000円と決めているものを今度外税というふうにいたしますと、1,080円ということになりますけれども、それについて万一そこに10円以下の端数が出た場合に、それについて10円以下の端数を切り捨て、あるいは四捨五入することについてはどうかという質問もさせていただきまして、それについては、町の判断ではありますけれども、本体価格を別に表示しているのであれば、10円単位に丸めるとというのは税率8%からずれることになりますので、それはうまくないでしょうという指導をいただいております。そういう内容でございました。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 税務署の問い合わせた関係につきまして、今、参事のほうから申し上げたとおりであります。

その消費税の歳入歳出外の関係でありますけれども、昨日の議案の審議の中では、私のほうからも、歳入歳出外で受けるとか受けないとか、そういった話は一切しておりません。今日の星加議員さんからのご質問でお答えをさせていただいたわけでありまして、昨日申し上げた外税でかけた消費税をどうするのかというご質問をいただいた関係だと思います。その部分については、今までも料金の使用料の中には、内税として消費税が課されているというご理解でいただいていると思います。今回の改正については、それを改正して料金に外税で消費税をかけさせていただくと。その外税になった消費税をどうするのかというご質問でありましたので、それについて私は、今まで同様、使用料の中に歳入として納めさせていただきますというお話をさせていただいたところであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 7番、星加廣保議員。

1、7番（星加） まず、昨日、あなた方が答弁したり説明したことを振り返って思ってくださいよ。いいですか。本税、使用料だけでは賄いがつかないから、税金を徴収してそれで補填していくということも言っている。どうですか。そんな今議論をしているのではない。私は、このことによって、ただ確認をしている。いいですか。行政訴訟を起こす。そして、はっきりしたほうがいい。そんないいかげんな、地方にまで税務署が口を出したり指導したり、冗談でない。地方は地方のやり方がある。国税を扱っている者がたがた言われる筋合いは全くない。ですから、行政訴訟を起こして白黒はっきりすればいいの。何か町長話するのなら。なければ、答弁要らない。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 何度も繰り返しになりますけれども、税務署が当町議会、広尾町議会、広尾

町のほうに消費税の関係について問い合わせたこと、今、参事のほうからどういう内容であったかということはご説明いたしましたけれども、町の消費税に関する取り扱いについて税務署が何か口を挟んで、こうしろ、ああしろというようなことがあったという事実はございません。あくまでも私どもは税務署に今回の内税、そして外税の、使用料の内税、外税、それ以外もありますけれども、そういった方式をとることについての教示をいただいたということでもあります。税務署が本町に対して、行政に対して口を挟んで、ああしろ、こうしろというようなことでは決してございませんので、その点の部分についての誤解はないようにしていただければというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、使用料の中に含まれている消費税については、今まで同様使用料として消費税を含んだ形で収納させていただくということで、繰り返しになりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

休憩します。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

再開します。

前崎茂議員、旗手恵子議員から議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に配付しました修正案が提出されています。

これより修正案について提出者から提案理由の説明を求めます。

4 番、前崎茂議員、登壇の上、説明願います。

1、4 番（前崎） 議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例に対する修正動議であります。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の第2項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

議件でございます。

議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

本則中「、「160円」を「180円」に」を削るであります。

提案理由の説明であります。

今回、広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、第18条中「、「160円」を「180円」に」を削るものでありますが、今回提案された広尾町の下水道条例は、1 つには基本水量を10

立方メートルを5立方メートルに下げ、水道の基本水量と同じくするものであります。過般の一般質問で指摘、提案してきたものであり、ひとり暮らしの少量利用者からは歓迎されるものであります。

一方で、下水道料金の引き上げとあわせて消費税の外税にして転嫁する内容で、二重の値上げとなります。第5次行政改革大綱にも示されているとおり、水道使用料の値上げと合わせると、標準世帯、2人世帯で月15立方メートルを使用した場合、年間の負担増は1万3,968円、約1万4,000円になります。また、4人世帯では月25立方メートル使用した場合では、年10万2,000円が12万4,416円と、2万2,416円の負担増となります。

加えて、提案どおりの水準にすると、管内10番目から2番目に高くなるわけであります。高齢世帯の年金受け取り額は年々減少し、子育て世代は実質賃金が伸びていない中で、超過料金は現行水準を維持すべきものと提案するものであります。

1、議長（堀田） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。修正案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、浜頭勝議員。

1、12番（浜頭） 私は、議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について原案に賛成の立場で討論を行います。

本案は、下水道使用料について多くの世帯が値上げになるものでありますが、単身者やひとり暮らしの高齢者などは値下げになるなどの配慮がされています。

今回の見直しは第5次広尾町行政改革大綱に基づき改定を行うものであり、町政懇談会や各団体への説明会の開催など、幅広く町民への説明を行い、一定程度のご理解をいただいているものと理解をしております。

下水道事業会計には、毎年多額の繰出金が一般会計から支出されており、本町の厳しい財政状況や将来を見据えたとき、提案された改正内容はやむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、原案または修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に原案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 私は、下水道条例の一部を改正する条例の制定について修正案に賛成の立場で討論を行います。

本提案の基本水量10立方メートルを5立方メートルに下げるとは、少量利用者から歓迎されるものです。

しかし、下水道料金の引き上げとあわせて消費税を外税として転嫁すると、二重の値上げとなります。高齢世帯にとっても子育て世代にとっても負担が大き過ぎると思います。せめて超過料金は現行水準を維持すべきとする修正案は妥当なものと思い、賛成するものです。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第83号 広尾町下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

まず、修正案について起立により採決を行います。

修正案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第84号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第84号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第84号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料35ページであります。

本案は、個別排水処理事業の経営健全化を図るため、条例第8条でお示しをする個別排水処理施設の使用料について消費税の条例上の取り扱いを内税から外税に改め、条例第10条でお示しをする個別排水処理施設の検査手数料を「1,000円」から「2,000円」に改めるものであります。

附則によりまして、この条例は、平成30年4月1日より施行したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第85号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第85号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第85号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料36ページであります。

1点目につきましては、本年9月定例会において議決をいただいた十勝港港湾内の遊泳行為等に対する罰則規定についてであります。関係機関から行政罰である過料と刑法上の罰則である科料の両方に該当するように読み取られるとの指摘があったことから、罰則の適用対象について明確に整理をするものであります。

資料37ページであります。係留施設使用料等に係る消費税について内税表記から外税表記へ別表注意書きを改めるものであります。

附則におきまして、1点目の改正につきましては公布の日から、消費税外税表記への改正は平成30年4月1日から、それぞれ施行したいとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 十勝港港湾施設管理条例の関係で、資料の37ページなのですけれども、15条関係で別表の係留施設使用料がありますけれども、現行の係留時間、例えば12時間まで8 円82銭を、改正では12時間まで8 円40銭と下げておりますけれども、これは外税にすると、ほとんど同額に戻るわけなのですけれども、この下げた理由はこういった形で下げられたのか、ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） この貨物船に関する使用料につきましては、日本船主協会、北海道船主協会連合会と協議いたしまして料金が決まるものでありまして、その決まった金額に対して消費税率相当額を加算しております。現在の料金につきましては、平成9年のときの消費税率相当分を加算しております、それを除いた形で今回新たな外税方式とするということで、改正の提案をしております。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） それぞれのそういった団体というのがありますけれども、少なくとも法的な拘束力といいますか、言ってみれば、全道あるいは全国のそういった団体との申し合わせといいますか、そういった中でこういった係船手数料は使用料は決められていると思うのですけれども、あくまでも地方自治の部分でいけば、別にこれは法令とか、そういった拘束力はないわけですから、普通の、今までの消費税を内税から外税にするということで、多くの部分では住民負担を強いる形になっているわけがありますけれども、この部分だけ、要するに、本則の使用料を下げ、それで外税にしてもほぼ変わらない額に設定するということは、広尾町民にはそういった言ってみれば気配りというのが結果的にない中で今回提案されておりますし、そういった意味で、この部分だけ引き下げるということについては十分な町民の理解は得られないというふうに思いますし、仮にこれが今の使用料の額に従前の内税から外税にしたことによって、例えば入港する船舶数が減少するとかということは当然考えられませんし、やはり地方分権といいますか、広尾町としての今のこの財政状況を考えると、先ほども北電あるいはN T T 柱、国とか企業から下げてほしいという要望があったと。この第5次行革大綱の資料を見ますと、今770円を300円にするという提案だったのですね、今年の6 月に。それが8 月の資料を見たら、300円が600円になっているのですよ。それは、さっき提案で、いやいや、審議会では下げ過ぎだということで言われましたけれども、広尾町としてやっぱ

り住民目線できちっとそういった点については、広尾町の立場をそういった財政状況を踏まえて鮮明にする、そういった必要性があるかと思うのですけれども、その点の検討課題について理事者としてどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員からのご質問であります。

住民目線に立ってということのお話であります。今後につきましても、そういった住民目線に立った改正内容について検討してまいりたいというふうに思います。

今回の港湾のこの係留施設の使用料につきましては、全国の船主協会のほうで一定程度の申し合わせではないのですけれども、そういった形で決められた料金を参考に設定させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第85号 十勝港港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第86号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第86号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第86号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料38ページであります。

本案は、水道事業の経営健全化を図るため、条例第27条でお示しをする水道料金について消費税の条例上の取り扱いを内税から外税とし、別表第1の5立方メートルまでの基本料金を「900円」から「1,000円」にそれぞれ改め、基本料金を超えた1立方メートル当たりの従量料金を「180円」から「200円」に改正し、次の39ページであります。農家用の1立方メートル当たりの使用料金を営農用について「50円」を「100円」、家事兼用は13立方メートルまで「180円」を「200円」、13立方メートルを超えた場合「50円」を「100円」に、それぞれ改めるものであります。

なお、農家用の使用料金50円から100円の引き上げについては、附則において4年間の経過措置を講ずるものであります。

また、条例第35条でお示しをする工事検査手数料について、1件につき「5,000円」を「10,000円」に改めるものであります。

上水の契約件数全てで値上がりになるところであります。下水道料金を合わせた場合の月の使用料6立方メートル以下の690件が値下げになるところであります。

附則によりまして、この条例は、平成30年2月1日より施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第86号 広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第87号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第87号 広尾町簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第87号 広尾町簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料40ページであります。

本案は、簡易水道事業及び簡易給水事業の経営健全化を図るため、条例第3条でお示しをする簡易水道事業の使用料金について消費税の条例上の取り扱いを内税から外税に改め、別表でお示しをする簡易水道事業料金区分の業務用を廃止し、家事用とあわせて一般用とし、基本料金を7立方メートルまで「1,000円」を5立方メートルまで「900円」に、基本料金を超えた1立方メートル当たりの超過料金を「180円」を「200円」に改め、農家用の1立方メートル当たりの使用料金を、営農用については「50円」を「100円」に、家事兼用13立方メートルまで「180円」を「200円」に、13立方メートルを超えた場合「50円」を「100円」に、それぞれ改めるものであります。

なお、農家用の使用料金50円から100円の引き上げについては、附則において4年間の経過措置を講じるものであります。従前に比べて簡易水道並びに簡易給水利用者の負担増となる方がおりますけれども、改正の趣旨をご理解いただければというふうに思っております。

附則において、この条例は、平成30年3月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） この簡易水道の中で、水道事業もありましたけれども、いわゆる営農用の使用料金が1立方メートル50円から、経過措置もありますけれども、5年後には100円になるということで倍になるわけですが、酪農家においても牛の飼育頭数等々で使用水量は大分違ってくるかと思うのですけれども、例えば、とりわけ年間の使用料負担増が80万円とか100万円とか、そういった農家戸数等々ありましたら、何軒程度あるのかご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 飼養頭数の多い農家さん、メガファームみたいなところは6軒程度だと認識しております。

金額については最大で年間で100万円程度になりますので、それが5年後、倍近い数字の200万円程度まで使用料として増えるということになります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 6軒程度ということでありましたけれども、年間の負担増が100万円というこ

とになりますから、いずれにしても金額倍増という形になりますのであれですけれども、これから日欧EPAとか、あるいはそういったいろんな国際的な農業にかかわる連携協定が徐々に発効していきますけれども、そういった意味で、特に本町のような酪農地帯において生乳を出している部分ではかなり影響があるというふうに言われておりますけれども、そういった意味で、農家の皆さんにこのような大きな負担増を強いるわけですが、このことについてどのような形で周知をされているのか、また、今後されていくのか、それについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 小川上下水道課長。

1、上下水道課長（小川） 料金の改正に当たりまして検討した部分については、一般家庭用の人が使っている水の量というのは15%ほどしかないのです。農家さんが85%の水を使っております、ですから基本料金その他の見直しをしても、必要な料金に届くためには、どうしても農家用の料金をさわるしか手がない、そういう状況でありました。必要な量とほかの町村とを比較しまして、農家用については長年、もともとが営農用水からスタートしているということもありまして、金額が安いわけですが、どうしても100円程度まで上げないと経営が成り立たないものですから、結果として、農家さんの負担が重くなるわけですので、我々いたしましては、農家さん向けに農協の理事会等にお邪魔いたしまして、こういうことが必要になるのだという説明等を行い、周知に努めているところであります。今後につきましては、全ての世帯向け、広報等によって周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第87号 広尾町簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第88号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第88号 音調津生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第88号 音調津生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について提案理由を申し上げます。

音調津改善センターは地域の集会施設として昭和54年から活用されておりましたが、老朽化が著しいことから、平成26年度より旧海星寮を音調津集会所として地域の集会施設として利用しております。音調津生活改善センターを今後活用する予定がないことから、本条例の廃止を提案するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第88号 音調津生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程追加の議決

1、議長（堀田） 本日、会議録署名議員に指名しました渡辺富久馬議員が午後から早退したため、

会議録署名議員の追加指名についてを日程に追加し、追加議事日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名についてを日程に追加し、追加議事日程第1とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時00分 休憩

午後 1時01分 再開

再開します。

◎追加議事日程第1 会議録署名議員の追加指名

1、議長（堀田） 追加議事日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、小田英勝^{こだ}議員を指名します。

◎日程第11 議案第89号～日程第19 議案第97号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第19、議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）から議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）まで一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第89号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,803万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億8,384万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものです。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しをするものです。

57ページであります。

第2表、債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、大家畜特別支援資金利子補給補助金であります。期間といたしまして、平成30年度から平成54年度であります。限度額といたしまして、196万4,000円であります。

続きまして、第3表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、公営住宅整備事業債、石綿対策事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債につきまして、事業の確定見込みにより減額整理を行うものであります。

町債の合計から910万円を減額し、7億1,703万9,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より後ほど補足説明をいたします。

次に、58ページであります。

議案第90号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正の歳出であります。

1款1項港湾管理費14万4,000円の減額につきましては、時間外手当の追加及び一般会計繰出金を整理するものであります。

2款1項上屋管理費14万4,000円の追加につきましては、旅客上屋修繕料を追加するものであります。

次、60ページであります。

議案第91号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ112万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,797万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページであります。

補正の歳入であります。

1款1項使用料17万3,000円の追加であります。過年度水道使用料の確定見込みによるものであります。

2款1項一般会計繰入金130万円の減額であります。

次、歳出であります。

事業費の確定見込みによる整理であります。

次に、63ページの議案第92号であります。

本案は、平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる

とするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を5億573万6,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

次のページ、お願いいたします。

補正の歳入であります。

一般会計繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款2項施設管理費35万5,000円の追加であります。下水処理場の燃料費の追加、委託事業費の確定見込みによる減額、放流口改修のための特殊車両借り上げ料の追加及びボイラーの故障に伴う灯油ボイラーの設置工事の追加であります。

2款1項事業費118万3,000円の追加であります。公共下水道台帳図の修正委託業務の確定による減額及び個別排水の料金改定に対応するシステム構築委託料の追加であります。

3款1項公債費は、財源内訳の補正であります。

次に、66ページをお願いいたします。

議案第93号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を12億7,384万5,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

確定見込みによる交付金等の追加及び一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費70万8,000円の追加につきましては、臨時職員の標準報酬額変更による社会保険料の追加並びに国保保険者の都道府県化に対するシステム改修の保守点検委託料の減額及び負担金の追加であります。

2款1項療養諸費は、財源内訳の補正及び一般被保険者療養費の追加であります。

4款1項前期高齢者納付金5,000円の追加であります。納付金の確定見込みによるものであります。

10款2項繰出金18万9,000円の追加であります。国保病院の医療機器の整備に係る国、道からの交付金を国保病院に繰り出すものであります。

次、69ページをお願いいたします。

議案第94号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億3,652万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの主な補正内容であります。

歳入につきましては、確定見込みによる補助金の整理及び一般会計繰入金等を整理したものであります。

歳出であります。1款1項総務管理費286万2,000円の追加につきましては、制度改正に対応するためのシステム改修委託料を追加するものであります。

4款2項包括的支援事業・任意事業費4万3,000円の追加につきましては、地域包括支援事業の訪問に係る車両の燃料費の追加及び介護請求を行うための電子証明の発行手数料の追加であります。

72ページお願いいたします。

議案第95号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ424万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億5,277万8,000円とするものであります。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容であります。歳入につきましては、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。1款1項施設介護サービス事業費435万2,000円の減額であります。職員手当等87万4,000円の追加は、管理栄養士の業務量の増に伴う追加であります。共済費、賃金及び需用費の減額は、事業費確定見込みによる整理であります。使用料及び賃借料10万円の追加は、入所者の状況を管理しているシステムを事務効率化のため1台追加をするものであります。1款2項短期介護サービス事業費10万3,000円の追加は、送迎用車両及び施設の燃料費の追加であります。

75ページお願いいたします。

議案第96号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第2項医業外収益から7万円を減額し、支出で第1款第2項医業外費用に19万9,000円を追加し、同款第3項の予備費から26万9,000円を減額して整理するものであります。

補正の内容であります。収入につきましては、一般会計からの負担金を整理するものであります。

支出につきましては、企業債利息の確定及び一時借入金の見込みによる追加であります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款第1項負担金は一般会計負担金の追加、第2項、第4項は医療機器の購入に係る国庫補助金及び道補助金の追加、第3項企業債は事業費確定により減額であります。

支出につきましては、事業費確定による減額であります。

第4条、企業債であります。医療機器等購入事業及び建物改修工事の事業費確定による医療機器整備事業債、建物等改修工事事業債及び過疎対策事業債の減額整理であります。

第5条につきましては、一時借入金の限度額を「140,000千円」に改めるものであります。

第6条は、他会計からの補助金を「386,035千円」に改めるものであります。

次、77ページであります。

議案第97号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出で、第1款第1項営業費用に89万2,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。広報折り込みチラシ作成の印刷製本費、料金システム改修委託料及び更新する検針器の除却費の追加であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正とするものであります。

検針機器更新に係る備品購入費の追加であります。

以上をもちまして、議案第89号から議案第97号までの補正予算について、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 1 時 1 6 分 休憩

午後 1 時 2 2 分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には前崎茂議員、副委員長には旗手恵子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす7日は、午後1時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1 時 2 2 分